

公表します 旭市人事行政の運営等のあらまし

市の人事行政の運営状況を市民の皆さんにお知らせするため「旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免や給与、勤務時間、服務などの状況を公表します。

〈問い合わせ先〉

総務課職員班 ☎62-5368

1 職員の任免および職員数の状況

市では、本格的な少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化している中、適正な職員配置と効率的な執行体制を確立するため、平成17年度に定員適正化計画を策定し、職員数の削減に取り組んでいます。

削減の具体的方法は、市民サービスの向上、組織の見直しおよび事務の簡素化・効率化を図り、事務量に見合った職員の適正な配置に努めたり、新規採用職員を定年退職者数の3分の1程度にとどめ、平成17年度から22年度で65人(7.6%)の純減を目標としています。

さらに、定年前の勧奨退職制度等も活用し、職員数の一層の削減に努めています。

(2) 職員の採用および退職者

区分	平成18年度	
	採用者	退職者
市長部局等	9人	34人
消防	7人	4人
旭中央病院	141人	174人
合計	157人	212人

注①市長部局等は議会、教育委員会、監査委員、農業委員会を含みます。

②旭中央病院は、医師、看護師等を含みます。

(3) 一般行政職の級別職員数

区分	平成19年4月1日現在						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	副主査 主任主事	主査	副主幹	主幹	課長 主幹
職員数	20人	42人	162人	59人	48人	50人	47人
構成比	4.7%	9.8%	37.9%	13.8%	11.2%	11.7%	11.0%
							428人

注①一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等に該当しない職員をいいます。

②標準的な職務内容はそれぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与の状況

(1) 普通会計決算額

区分	平成18年度
歳出総額	239億2,399万円
うち人件費	60億6,785万円
人件費率	25.4%

注①人件費には、特別職（市長、副市長、市議会議員など）、非常勤職員に支給される給料・報酬などを含みます。

②国民健康保険事業会計（施設勘定）、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、公営企業会計（水道、病院、国民宿舎）は除きます。

(2) 職員給与費の状況

区分	平成18年度
給料	30億3,515万円
職員手当	3億5,316万円
期末・勤勉手当	12億1,446万円
合計	46億277万円

注①職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当などの各種手当をいいます。

②期末・勤勉手当とは、民間会社のいわゆるボーナスです。

(3) 特別職の報酬等

平成19年度

区分	報酬等	期末手当
市長	774,000円	
副市長	640,000円	
議長	395,000円	6月期 2.125月分 12月期 2.325月分
副議長	365,000円	計 4.45月分
議員	340,000円	

注①期末手当には一般職と同様の加算措置があります。

(4) 職員給与の内容

平成19年4月1日現在

区分	内 容		
	給料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額	
毎月決まって支給	扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ※16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	
実績に応じて支給	住居手当	借家の場合 家賃(12,000円を超える場合に限る)の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅の場合 4,300円(所有および居住し、世帯主である場合に限る)	
与臨時に支給	通勤手当	電車、バスを利用する場合 定期代等全額支給 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～37,630円を支給	
特徴	管理職手当	管理職の職務に応じて定額支給	
勤務手当	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ勤務した職員(管理職除く)に対し支給	
勤務手当	特殊勤務手当	著しく危険・不快・不健康・困難等の特殊な勤務に従事した場合支給 行旅死人処理手当、行旅病人処理手当、火災出場手当、救急出場手当、救急隊危険業務手当、災害出場手当	
勤務手当	夜間勤務手当	正規の勤務時間が夜間(午後10時～午前5時)に当たる職員に対し、給料月額の100分の25を支給	
勤務手当	宿直手当	宿直業務に従事した職員に対し支給 宿直手当4,200円宿直手当5,600円	
勤務手当	期末手当	期末手当 勤勉手当 計 6月期 1.4月分 0.725月分 2.125月分 12月期 1.6月分 0.775月分 2.375月分 計 3.0月分 1.5月分 4.5月分	
勤務手当	退職手当	職務の級等による加算措置 有 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 その他の加算措置 有 退職時特別昇給 有(勤続退職者のみ)	

(5)職員の平均年齢、平均給料、平均給与

平成19年4月1日現在

職種	旭市			千葉県		
	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与
一般行政職	43.4歳	340,883円	380,586円	44.7歳	363,327円	448,059円
技能労務職	46.11歳	250,555円	270,032円	49.4歳	330,096円	380,128円
消防職	36.3歳	287,309円	336,469円	—	—	—
福祉職	43.4歳	324,701円	336,367円	—	—	—
医師	42.4歳	481,021円	1,015,320円	43.7歳	511,903円	991,725円
看護師	33.7歳	254,571円	311,143円	34.7歳	311,221円	384,657円

注①給与月額とは、月々支給される給料と諸手当(期末・勤勉手当等を除くすべての手当)の合計をいいます。

(6)職員の初任給

平成19年4月1日現在

職種		旭市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	176,800円	176,800円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	142,800円	142,800円	138,400円
消防職	大学卒	176,800円	—	—
	高校卒	142,800円	—	—
福祉職	短大卒	156,800円	—	—
旭中央病院	医師	235,200円	—	—
	看護師	196,000円	—	—

3 職員の勤務時間

その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況 平成19年4月1日現在

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8:30	17:30	12:00～13:00

4 職員の分限および懲戒の状況

(1)分限、懲戒処分の状況

平成18年度

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
市長部局等	—	6人	—	—	1人	—	1人	1人
消防	—	—	—	—	—	—	—	—
旭中央病院	—	3人	—	—	—	—	1人	—
合計	—	9人	—	—	1人	—	2人	1人

注①「分限処分」とは、職員が職務を充分に果たし得ないについて行う処分です。

②「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

5 職員の服務の状況

(1)年次休暇の状況

平成18年

区分	平均取得日数
市長部局等	6.9日
消防	3.4日
旭中央病院	3.1日

(2)育児休業等の状況

平成18年度

区分	育児休業取得者			部分休業取得者		
	男	女	計	男	女	計
市長部局等	—	18人	18人	—	—	—
消防	—	—	—	—	—	—
旭中央病院	—	30人	30人	—	—	—
合計	—	48人	48人	—	—	—

注①地方公務員の育児休業等に関する法律により、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が3歳に達する日まで育児休業または部分休業(1日2時間まで)を取得することができます。

6 職員の研修および勤務評定

(1)職員研修の状況 (平成18年度)

職員の能力向上のため、千葉県自治専門校、東総地区広域市町村圏事務組合などで、専門研修、基本研修等を実施しました。

(2)勤務評定の概要 (平成18年度)

勤務評定の実施はありませんでした。今後、国・県を参考に給与等に反映できるような勤務評定を検討していきます。

7 職員の福利厚生

(1)共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るために、健康保険や年金業務を行つ千葉県市町村職員共済組合に加入しています。

(2)職員互助会

地方公務員法に基づき、職員の健康、福利厚生を図るために、職員互助会で各種事業を実施しています。

内容は、人間ドック助成、研修助成、文化教養助成および山の家利用助成等の助成事業、結婚、出産および傷病給付金等の給付事業、職員駐車場使用料の支払い等です。

区分	会員掛金	市助成金
平成18年度決算額	16,393,770円	3,565,250円

(3)健康管理 (平成18年度)

職員の健康状態を把握し健康被害や疾病の早期発見を行うために、それぞれの職域等で集団検診等を実施しました。

(4)公務災害認定期件数

平成18年度

区分	認定期件数
市長部局等	—
消防	1件
旭中央病院	42件
合計	43件

8 勤務条件に関する措置の要求状況

職員は地方公務員法により給与・勤務時間その他の勤務条件について、公平委員会に対して当局より適切な措置が執られるべきことを要求することができます。

なお、平成18年度は職員から公平委員会に対する要求はありませんでした。